

(公印省略)

学子第448-6号

令和2年4月17日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置
に伴う放課後児童クラブの対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

今般、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本県では、本日から5月6日までを期間とする緊急事態措置として、県民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各要請を行いました。

このうち、放課後児童クラブについては、社会生活を維持する上で必要な施設と位置づけております。

各市町村におかれましては、クラブに通う子どもの保護者に対し、仕事を休んで家にいることが可能な場合は、利用を控えていただくよう要請するとともに、家に一人であることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等のために、引き続き適切な感染防止対策を講じて施設の開所を継続していただくようお願いいたします。

なお、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの運営にあたっては、これまで各市町村において教育委員会と連携して取り組んでいただいておりますが、本日付学人第1142-4号群馬県教育委員会教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における教職員の在宅勤務について」では、教職員に在宅勤務を依頼する中で、学校受入れ児童への対応、放課後児童クラブ等への支援に携わる方は除外されています。

各市町村には、子どもたちの安全とその家庭の生活の確保のため、管内放課後児童クラブ、市町村教育委員会、学校と十分に連携を取りながら、必要とする方々への適切な御対応をよろしくお願いいたします。

担当：子育て支援係

電話：027-226-2622